

令和4年度（2022年度）
第4回公共事業評価専門委員会
会 議 録

日 時：令和4年10月26日（水）10:30～17:00

場 所：北海道中小企業会館 BCD 会議室

【出席者】

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
委 員 長	渡部 要一	北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授
副委員長	中津川 誠	室蘭工業大学大学院工学研究科教授
委 員	有村 幹治	室蘭工業大学大学院工学研究科教授
委 員	柏木 淳一	北海道大学大学院農学研究院講師
委 員	厚井 高志	北海道大学広域複合災害研究センター准教授
委 員	千葉 智	千葉智公認会計士事務所所長
委 員	中前 千佳	(一社)北海道開発技術センター主任研究員

【事務局（北海道）】

総合政策部計画局計画推進課長
総合政策部計画局計画推進課課長補佐

佐々木 敏
長尾 和宏
ほか

1 開 会

2 議 事

(1) 令和4年度公共事業再評価対象地区の審議（個別評価：27 地区）

議事（1）①

柏木委員担当地区（専決地区）

06-01 道営土地改良事業費（農地整備事業（経営体育成型））上幌向第2

06-02 道営土地改良事業費（農地整備事業（経営体育成型））茶志内東2

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料3により事業概要説明）

【柏木委員】（専決理由）

上幌向第2地区については、工期の延伸はないが事業費は大きく増額している。内訳として、担当課からの説明では、区画整理 371ha から 372ha に 1ha の微増としているが、工法変更ということで 10 億円近く増額となる。内容的には突き均し工法を予定していたが、土砂移動が増えたことで切盛土工法に変更とし、そのほか排水路、用水路についても切深変更が生じている。いずれの変更もより良い農地をつくる上で不可欠な変更であり、事業費の増額はあるものの B/C も 1.26 と 1 以上を確保しており専決と判断した。

続いて茶志内東2地区についてだが、ここも工事費が 10 億円以上増額している。内訳として、受益戸数が増え（受益面積が約 20ha 程増）たことに伴い、区画整理の面積が増加している。事業期間中に農地所有者が変わって整備要望されたものであるが、この専門委員会でも以前から審議している事業変更該当するものであり、特段の問題はないと判断した。B/C は 1.54 から 1.26 とやや減少しているが、今後は工事費の増加はなく、これ以上の B/C 減少はないという説明を受けており、より良い農地の整備の観点から、適正な事業と考え専決と判断した。

千葉委員担当地区（専決地区）

06-03 道営土地改良事業費（農地整備事業（経営体育成型））中土別第2

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料3により事業概要説明）

【千葉委員】（専決理由）

中土別第2地区については、水稻を中心に小麦、大豆等の作付けをしている。資料3 評価調書（概要図）のとおり、地区全域を整備対象としており、工事費内訳で受益戸数が変わっているが、これは戸数のカウントの仕方によるものであり、追加要望等で増えたものではないことを確認している。

また、当該地区は過去に S40 年代、H4 年から土地改良を進めてきたが、暗渠、用排水路の老朽化に伴い、支障が生じており、H29 から当該事業を着手している。

なお、事業費は約 11 億円の増額、評価調書の変更理由・内容をご覧いただきたいが、変更①が事業量減による 3 億 8 千万円の減、変更②が 5 つあり、上から順に 7 百万円、5 億 3 千万円、1 億円、1 億 3 千万円、7 億 1 千 3 百万円（資材・労務単価・消費税率の変更増）といずれも増額。5 億 3 千万円については区画整理の形状変更に伴う用排水路の位置変更である。

次に事業の進捗状況だが、区画整理 94.5ha を R4 までに完了し、残工事分として 158.7ha を残すが、予定どおりの進捗で問題はないという説明を受けている。換地については、R8 年まで期間があるが、測量を経て用地確定を行ったのち、換地処分を行うということであった。

これらの事業費増により、B/C が当初の 1.13 から 1.05 に低下しているが、1 を超えており、工事変更にも問題はないものと判断し専決とした。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

これら 3 地区の対処方針について、「継続」と認める。

議事（１）②

千葉委員担当地区（専決地区）

06-04 道営土地改良事業費

（水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備中山間地域型））豊高第 2

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料 3 により事業概要説明）

【千葉委員】（専決理由）

豊高第 2 地区についてだが、資料 3 評価調書（概要図）をご覧頂きたい。黄色に着色している箇所が整備対象のほ場であり、まだらに散らばっているのが分かるかと思う。その理由を確認したところ、当該地区は過去 H11～H15（受益面積 263ha、総事業費 59 億円）H19～H23（受益面積 192ha、総事業費 48 億円）に土地改良を実施しており、今回は 3 回目の整備である。

これら過去 2 回の整備済みほ場を概要図に上書きいただき、その整備状況を確認したところ、多くのほ場で過去に整備がなされていたことを確認できた。一部の未整備のほ場については、整備の必要がないことを道が確認しており、今後大きな状況が変わらない限り追加要望は出ない見込みと聞いている。

なお、事業費の増だが、農地を取得した担い手が H29 年大雨被害によって、新たに整備が必要となり、受益戸数が 25 戸から 29 戸に増えている。次に評価調書の変更理由・内容だが、変更①が 4 つあり、上から順に 1 億 3 千 4 百万円、9 千 6 百万円の増額、4 百万円の減額、変更②については、上から順に 2 千 3 百万円、8 千 6 百万円の増額、追加要望として新たな土地の取得及び大雨被害による 1 億 3 千 4 百万の増額が一番大きな変更となっている。また B/C は前回算定が 1.5、今回は 1.25 ということで、数値は下がっているものの 1 を超えており、事業の内容についても問題はないものと判断し、専決とした。

渡部委員長担当地区（専決地区）

06-05 道営土地改良事業費

（水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備中山間地域型））安国

06-06 道営土地改良事業費

（水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備中山間地域型））第 2 上陸別

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料 3 により事業概要説明）

【渡部委員長】（専決理由）

安国地区についてだが、資料3 評価調書をご覧いただきたい。10億円以上の増額地区ではなく、事業採択から5年経過の地区となる。主な変更理由だが、流末を含めた排水路の変更が生じており、その他は大きな変更はない。2年間の工期延長としているが、基本的には事業が着々と進んでおり問題はなく、専決と判断した。

続いて、第2上陸別についてだが、資料3 評価調書をご覧いただきたい。この地区も10億円以上の増額地区ではなく、事業採択から5年経過の地区となるが、地権者との調整から管路のルート変更が生じたこと、掘削土のストックヤードが近隣から遠方に変更になったことに伴い事業費の増が生じている。しかしながら、B/Cも1以上を確保しており、事業期間についても3年の延伸に留まっているなど、大きな変更なく事業は進んでいるものと考え、専決と判断した。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

これら3地区の対処方針について、「継続」と認める。

議事（1）③

全員評価地区

07-02 水産基盤整備事業費 興部

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料3により事業概要説明）

【水産林務部漁港漁村課】

（事業内容説明）

《 質 疑 》

【中津川副委員長】

資料3 評価調書の事業効果だが、B/Cを見ると前回R3は1.18、今回R4で1.32となっている。コストCが上がったが、便益Bもそれ以上に上がっている。これについては、労務単価及び漁獲高増加に伴う便益の増加、荷さばき所の新設に伴う衛生管理便益の増加となっているが、具体的にどのような内容なのか、説明いただきたい。

【水産林務部漁港漁村課】

便益の増加であるが、労務単価については、時給1,900円程度であったものが、現在2,086円と漁業者所得の賃金が上昇している。漁獲高については、年間2億円程度であったが、近年数量が増えているので、その増量分を金額として便益に反映している。

なお、一番大きい便益増としては、新しく整備する荷さばき所となるが、全ての漁獲物を荷さばき所に入れる衛生管理として、鮮度の良い魚を衛生的に扱うことで、競りの値段が落ちない（10%の単価下落措置）という便益を計上している。そのほか露天で行っていた作業が荷さばき所内で行えることで、就労環境の改善、漁業者の安全・安心、労働時間の短縮といった便益が生じており、追加計上している。

【中津川副委員長】

労務単価はコスト C ではないのか。

【水産林務部漁港漁村課】

工事の労務単価はコストとして計算されるが、便益としても漁業者の労働時間の短縮による単価上昇分を計上している。

【中津川副委員長】

定量的な評価として便益 B は明らかにならないと分からないので、今後はそういった説明をお願いしたい。

【厚井委員】

荷さばき所が新たに新設されるというところで 12 億円増となるが、これが適正な価格なのか判断できない。規模等の検討により算出されていると思うが、その判断ができるような説明をお願いしたい。

【水産林務部漁港漁村課】

荷さばき所については、漁業協同組合主体の事業であり、道費の負担はゼロである。そのため詳細については把握していないが、必要面積を算出した上で、コンサル等を使ってイメージパスを作成し、現在の建物コスト、設計費、調査費等、並びに鋼材等のコスト上昇を含めて算出される価格となっている。

【厚井委員】

過去の事例とかでも良いが、この 12 億円の荷さばき所はどれくらいの規模となるのか。

【水産林務部漁港漁村課】

先日、事後評価で常呂漁港の荷さばき所を見ていただいたところだが、金額として 8 億円程度、釧路港内で整備する荷さばき所はもう少し規模が大きく、総事業費 20 億円ということで特段、本地区が割高になっているものとは考えていない。

【千葉委員】

評価調書の費用負担の割合のところだが、その他が 7 億 7 千万円となっている。もともとは荷さばき所については、漁業協同組合が行う事業ということだが、その他の額は漁協負担分なのか、その負担割合はどのように決まっているのか。

【水産林務部漁港漁村課】

その他の 7 億 7 千万円についてだが、荷さばき所については 12 億円(測量試験費も含め)、船揚げ場 4 億 7 千 4 百万円計上している。いずれも漁協主体事業であり、船揚げ場については係留施設という扱いとして、国の国庫補助 75%、残りはその他として、漁協等負担となっている。荷さばき所についても国庫補助 50%、残りが漁協等負担となる。なお、国費割合については明記されているが、その他については、どこが負担するかまでは明記されていない。

【千葉委員】

漁協主体事業となる荷さばき所、船揚げ場については、道費が一切入らないということか。

【水産林務部漁港漁村課】

そのとおり。

【渡部委員長】

先日、常呂漁港を視察し、天蓋施設の整備については、その必要性や漁業関係者から要望があること、その施設がきちんと機能しているということが確認されている。当該地区につ

いても同様に考えられ、大きな問題はないかと思われる。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

当該地区の対処方針について、「継続」と認める。

議事（１）④

渡部委員長担当地区（審議地区）

07-03 水産基盤整備事業費 富浜

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料３により事業概要説明）

【渡部委員長】（審議のポイント）

富浜地区は10億円以上の増額地区ではなく、通常は専決となるような地区であるが、興部地区で中津川副委員長からB/Cの質問があったように、当該地区も同様にコストが上昇しているにもかかわらず、B/Cが上昇している。新たな便益が追加されているとの説明であったが、本日それらの情報を共有させていただきたく、審議地区とした。

【水産林務部漁港漁村課】

（事業内容説明）

《 質 疑 》

【有村委員】

事業の必要性は理解できるが、耐震便益についての算定が分かりにくい。資料３ 評価調書の事業効果の変更理由の欄に「労務単価及び燃油並びに漁船建造費の高騰に伴う便益の増加」とあるが、これは今回の便益増に大きく寄与するものか。

また、「岸壁の耐震化に伴う便益の増加」とあるが、この内訳が便益全体のうち、どれくらいを占めるものなのか、それと施設復旧費の回避は、かなり大きな効果と思われるが、これは岸壁の耐震化の便益のどれくらいの割合を占めるのか。

【水産林務部漁港漁村課】

評価調書の2. 事業効果「労務単価及び燃油並びに漁船建造費の高騰に伴う便益の増加」だが、実際には大きく効いていない。経済効果の内訳にある「非常時・緊急時の対処」という項目に4億1千2百万円が計上されているが、これが耐震化に伴う便益として大きな割合を占める。復旧費については、この4億円のうち割合で2/3程度が施設の復旧費となっており、中身としては、被災が起きた時に壊れた堤体の撤去、新たな堤体を整備する費用になり、それに対し災害発生確率を乗じて計上することとなっている。以上、2/3程度が施設の復旧費回避、残りの1/3は継続して漁業活動をすることで生じる便益である。

【有村委員】

「非常時・緊急時の対処」の4億1千2百万円のところ、2/3が施設の復旧費の回避ということであるが、復旧費というのは予想が難しい不確実な値かと思われる。また、前回B/Cが1.16、今回1.25、追加されたのが「非常時・緊急時の対処」というところであるが、仮に前回のマニュアルで算定した場合、B/Cが1を切るかと思われる。前回のマニュアル算出で

はオーバースペックであり、この新しい便益が、どれだけ正確な数値を推定できるか、この地区の漁港だけではなく、岸壁の耐震便益を積むとまだまだ整備することができる漁港が出てくるかと思う。他にも波及すると思われるので、個々の取り扱いについては、慎重な議論が必要かと思われる。

【中津川副委員長】

全員評価や審議地区については、便益 B の考え方について、委員で共有されないと、簡単な説明だけではよくわからない部分がある。今回のように地区担当である渡部委員長がご理解いただけるような場合は、それではよいかと思われるが、委員会で審議する場合はそういった資料をご用意いただきたい。

なお、確認だが南防波堤の新設について、防波堤に堆砂が見られているが、この砂を掘削して防波堤を整備するのか。

【水産林務部漁港漁村課】

季節的に増減はするが、当該地区は沿岸漂砂が多い。南防波堤を築造する箇所については、矢板を打った中に泊地を掘るとした工法となる。

【中津川副委員長】

ご存じかと思うが、西側にある沙流川の河口がどんどん削れており、干潟などが失われている。その事象がさらに加速するようなこととならないのか。

【水産林務部漁港漁村課】

ここで発生している土砂については、前浜が少しやせてきている部分、むかわ方面へ養浜という形で浚渫土等を還元している。

【渡部委員長】

現状では離岸堤の背後に土砂がトラップされている状況かと思われる。新たに南防波堤を整備しても離岸堤が残ることから、港内を浚渫するような影響はあるが、この海域の漂砂に大きく影響するものではないと考えてよろしいか。

【水産林務部漁港漁村課】

そのとおり。

【柏木委員】

B/Cについて、有村委員の発言のとおり、復旧費の回避については不確実性のある便益と思う。そこで質問となるが、事業目的、事業概要に地震発生時の防災・減災対策を掲げているのに、何故、耐震便益を見合わせていたのか不思議である。当初はまったくこの便益を算出していなかったということか。

【水産林務部漁港漁村課】

正確にいうと、前回、計上を見合わせていたという表現としているが、道としては、耐震便益に関して様々な想定額を国へ示していたところ。当時、水産庁ではその算出手法がまだ確立していないということであり、便益の計上を見合わせていたということである。

【柏木委員】

ということは、前回算定の B/C はかなり低い値となっていたということか、事業目的に書いてあって算定指標がないというのもおかしな気もするが。

【水産林務部漁港漁村課】

水産庁での B/C 検討の中では、岸壁等、重要施設を整備する際には、耐震強化による整備を実施することとしている。ただし、強化した耐震性を便益として評価する手法が確立され

ていないというところが H30 年の会議記録に残っている。その後、手法が確立されたので、その手法に基づき今回計上したということとなる。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

当該地区の対処方針について、「継続」と認める。

議事（１）⑤

渡部委員長担当地区（専決地区）

07-01 水産基盤整備事業費（水産環境整備事業）オホーツク海

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料 3 により事業概要説明）

【渡部委員長】（専決理由）

オホーツク海地区についてだが、B/C を見ていただくと分かるが、非常に大きな効果がある地区となっている。この事業はホタテ貝が育つ環境、地蒔き漁場において支障となる魚礁ブロックを撤去し、マガレイの育成環境となる増殖場としてブロックを再利用するという内容となっている。

なお、資料 3 評価調書のとおり、猿払村漁場が新たに追加されている。当初は湧別、頓別漁場の事業であったが、後出しじゃんけん型に猿払村が加わったということは大きな問題と指摘させていただいた。確信犯的な後出しじゃんけんではあるが、猿払村については、計画上は同海域の扱いであり、さらに事前調査の遅れもあったということから、大きな問題とまではいえないものと判断した。また、湧別地区だが、面積 ha は変わらず金額が増えた理由については、詳細調査の結果、魚礁ブロックが当初想定よりも多く見つかったことが理由となる。以上の確認を経て、オホーツク海沿岸でホタテが育つ環境を整備することは漁業関係者にとって重要な事業と判断し、専決とした。

《 質疑 》

【中津川副委員長】

専決について異論はなく、猿払村漁場の追加は事業効果が高いことも理解できる。一方で漁場をこのように足すのは、地区の拡大として歯止めが利かなくなる心配がある。例えば猿払村漁場だけで、単独で事業化するという考えはないのか。

【渡部委員長】

この委員会でも、農業農村整備事業については、後出し型の追加要望は、やむを得ないケースのみとして整理してきたところである。

担当課より猿払村漁場を単独ではなく、地区に追加した判断について説明いただきたい。

【水産林務部水産振興課】

猿払村を単独事業としていない理由だが、当該地区は漁場再生対策に基づく事業としており、その計画は猿払村から斜里町までのオホーツク海全域の取り組むべき計画と位置付けられている。猿払村も当然その海域に含まれており、事業追加に当たっては、国から海域内の事業であることから、当該地区に追加して実施するよう指導があったところである。

【渡部委員長】

本来であれば、この3漁場はまとめて当初の事業として、計画を立てるべきであったと考えるが、それが出来なかった理由は何か。

【水産林務部水産振興課】

当初から追加できなかった理由については、事業を計画するに当たり、各地域からの要望を聞き事業化を検討するが、その時点では、猿払村からは手上げがなかった。近年、サケの漁獲不振など、地域の漁獲高が下がってきたこともあり、猿払村も当該事業を活用し、漁獲高を上げていきたいという要望が出され、この地区に追加している。

【中津川副委員長】

海域で一つのくくりになっているという考えでよろしいのか。

【水産林務部水産振興課】

そのとおり。北海道を海域ごとに分けて、計画を作成することとなっており、海域全体で生産力を向上させることを目的としている。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

当該地区の対処方針について、「継続」と認める。

議事（1）⑥

中津川副委員長担当地区（専決地区）

07-04 治山事業費 旭町

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料3により事業概要説明）

【中津川副委員長】（専決理由）

旭町地区については、総事業費も少額であり最初は専決と考えていたが、資料3 評価調書のとおり事業費の増額割合が大きいことから、要因を確認させていただいた。その変更だが、近年の土砂災害とともに流木被害も多く、この流木を軽減するため流木捕捉の突起物と床固工堤体のかさ上げが必要になったところである。2m程度のかさ上げであるが、例えば、当初の堤体構造を変更せず、流木捕捉工を単体で下流側に整備した場合、コスト縮減が可能か検討いただいた。その結果、流木捕捉と堤体かさ上げを一体的に整備した方がコスト安であることが確認され、今回の変更を妥当と考えた。また、B/Cについても8.85と高く、進捗率も80%に達しており、専決と判断した。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

当該地区の対処方針について、「継続」と認める。

議事（１）⑦

全員評価地区

08-03 道路改築事業費（社会資本整備総合交付金）奥尻島線

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料３により事業概要説明）

【建設部道路課】

（事業内容説明）

《 質 疑 》

【厚井委員】

貴重なブナ群落があり環境に配慮した結果、事業費が大きく増えているところであるが、説明にあったブナ群落が事業範囲にかかり、結果的に伐採される木もある。そもそも道路の線形をもう少し海から離せば、このブナ・ミズナラ群落にかからないのではないか。地形的には可能な気がするが如何か。

【建設部道路課】

ご指摘のとおり、元々は影響のない山側に線形をシフトしていた。しかしながら島民ではない土地所有者との用地交渉が合意に至らず、線形を（海側に）シフトした経緯となっている。また、前回の再評価でもご説明したところであるが、盛土にしてしまうとかなりの群落を伐採しなくてはならないというところから、橋梁形式としている。

【中津川副委員長】

こういう事業こそ必要性があると思う。一方で B/C を算出しない事業としているが、コスト C は必要性を説明すれば、青天井でも良いのかということが心配である。すぐには難しいかと思われるが、生活用道路としての時間の短縮効果、危機管理、救急搬送など、数値が見えるような便益を示した方が良いと思われるが如何か。

【建設部道路課】

目安として B/C を参考までに算出している。島ということから交通量は増えることはなく、生活する車が圧倒的に多い。結果的に B/C は 0.8 となっている。当該地区については、B/C=1 以上が必要とは思っていないが、目安としてコストを青天井にするわけにはいかないという意識は持っており、B/C の数値を見ながらこれまでも検討をしている。

【中津川副委員長】

これは研究テーマに近くなるものかもしれないが、住民の満足度 CVM を盛り込むようなことが望ましいのでは。北海道も人口が減ってくるので、便益 B に対する理論武装が必要かと思われる。

【有村委員】

中津川副委員長から発言があったところだが、道路の 3 便益は移動時間短縮、走行経費減少、事故減少で算出しており、それ以外の便益は算出しない扱いである。海外では総合評価も併せて行っている国もあるが、道路改良を行うことで、この島に住んでいる方々がそのまま生活できることが何より重要であり、いわば国土管理のイメージにも近い。これらは日本の道路事業の便益 B としては、なかなか説明しにくいところであるが、特に北海道はこういった道路のストック効果を評価するという意味では算定方法を今後考えていく必要があり、

定量的に評価していくことが求められると思われる。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

当該地区の対処方針について、「継続」と認める。

議事（１）⑧

有村委員担当地区（専決地区）

08-01 道路改築事業費（道路メンテナンス事業費補助）増毛稲田線

08-02 道路改築事業費（社会資本整備総合交付金）小樽環状線

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料３により事業概要説明）

【有村委員】（専決理由）

増毛稲田線であるが、工事費の内訳が前回の評価から 16 億円の増となっている。その内容だが、河川管理者との協議により橋梁構造、仮設工の規模変更のほか、盛土材運搬の増（一部購入土が発生）としている。

なお、資料 3 評価調書（概要図）をご覧いただきたいが、妹背牛橋の現況は、左下写真のとおり生活路線となっている一方で、歩道がないにもかかわらず人が渡っており、大型車のすれ違いも難しいといった状況である。

また、妹背牛橋は滝川市立病院と妹背牛町を最短で結ぶ橋梁であり、橋梁架替ということから費用便益分析の扱いではなく、防災・災害時の救援活動や住民生活などで評価を行っている。事業費が増となっているものの、これら総じて必要性が高いと判断し、専決とした。

続いて、小樽環状線であるが、工事費内訳が 12 億円増となっている。労務単価増や消費税、積算基準の変更、クマゲラの営業に関する調査費、用地補償に時間を要したなどの変更理由としている。現道については資料 3 評価調書（概要図）をご覧頂きたい。北翔高校の近くから、つづら折りになって連続の急カーブ、急こう配が続く区間であり、これまでも事故が多発していることから、その下にトンネルを掘って連絡させる事業としている。B/C については、評価調書のとおり、前回 1.63、今回 1.24 となっている。コスト増のほか、将来 OD 表が H17 から H22 に更新された結果であるが、B/C は 1.0 以上確保されており問題はない。

整備区間をこのエリア全体で見たとき、小樽塩谷インターと小樽駅を繋げるほかアップル街道など交通ネットワーク強化にも繋がる。日本海側の国道 5 号の一部は津波のハザードマップにかかるが、その代替路としての機能も備えており、地域全体の防災力や交通の円滑性を高める効果があるものと判断し、専決とした。

中前委員担当地区（専決地区）

08-04 道路改築事業費（社会資本整備総合交付金）大岸礼文停車場線

08-05 道路改築事業費（社会資本整備総合交付金）上向別浦河停車場線

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料 3 により事業概要説明）

【中前委員】（専決理由）

大岸礼文停車場線であるが、主な工事費増については、岩質変更に起因する変更としている。詳細調査で判明した結果というところから、これはやむを得ないものと判断している。

次に現況と計画断面を確認したが、現況では非常に狭い道路幅員となっており、大岸地区と礼文華地区の方の往来に支障が生じている。車道の拡幅を行い、交通ネットワークをきちんと繋ぐことで、住民の皆さんの利便性、安全性の向上に資する事業と判断し、専決とした。

続いて、上向別浦河停車場線であるが、防災上のアクセス向上確保という説明を受けている。この地区は沿岸が津波浸水エリアということから、災害時に交通ネットワークが途切れる可能性がある。また、日高振興局と地域の交通ネットワークを繋ぐ重要な路線という説明を受けている。事業効果としても資料3 評価調書のとおり事業効果として防災機能評価レベルDが整備によりCに上がるということである。また、重金属含有の対策工で多額な処理費用が発生するが、切土工からトンネル工に変更することで、処理費を抑え工事費も割安になるとのことから、専決とした。

《 質 疑 》

【中津川副委員長】

一点確認したい。防災機能評価レベルD→Cとあるがこれはどういったものか。

【建設部道路課】

防災機能評価については、国の基準に基づいて、東日本大震災の際に設計されたものである。Dについては、津波が起きた際、交通が遮断される状態。Cについては、多重性のネットワークとして、一番短距離となる主要経路ではないが、浸水時にもネットワークとして機能するものである。

【中津川副委員長】

防災機能評価レベルDはこういった事業をしなくてはならないということか。

【建設部道路課】

整備の必要性が極めて高い。

《 対 処 方 針 》

【渡部委員長】

これら4地区の対処方針について、「継続」と認める。

議事（1）⑨

柏木委員担当地区（専決地区）

08-11 火山砂防事業費（社会資本整備総合交付金）ヌッカクシ富良野川

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料3により事業概要説明）

【柏木委員】（専決理由）

ヌッカクシ富良野川であるが、前回評価から6億4千5百万円の増額、完了年度も9年延伸されており、大きな遅れが生じている。その理由を確認したところ、H28年の大規模な出水

によって、堰堤本体に付随する対策工が必要となり、具体的には堆積土砂の除去、落石対策工事などの事業量の増が生じている。また、当該地区は十勝岳温泉の近く、山岳地帯の豪雪エリアであることから、冬季工事はできないということで9年ほどの延伸が生じている。このことからB/Cは3.39から2.20に下がっているが、下流域の住民の安全を図る上で必要な事業と判断し、専決とした。

有村委員担当地区（専決地区）

08-12 通常砂防事業費（大規模特定砂防等事業費補助）ペケレベツ川

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料3により事業概要説明）

【有村委員】（専決理由）

ペケレベツ川であるが、前回評価から8億6千万円の増額となっている。先ほどのヌッカクシ富良野川と同じく、H28年8月豪雨出水により、流域内が荒廃しており、アウトカムとして土砂災害の恐れのある家屋数を443戸→0戸にする事業としている。増額理由については、支持地盤の調査結果に基づく施設規模の拡大、掘削土の運搬距離の変更、施工期間の精査に伴う延伸としている。事業進捗については66%に達しており、事業そのもののB/Cも5.01と高く十分な数値があること、十勝川流域砂防技術検討会等からこの災害に対して、技術的なバックアップがなされているという説明も受けており、この事業の継続が妥当と判断し、専決とした。

厚井委員担当地区（専決地区）

08-13 通常砂防事業費（大規模特定砂防等事業費補助）芽室川

08-14 通常砂防事業費（大規模特定砂防等事業費補助）ペンケオタソイ川

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料3により事業概要説明）

【厚井委員】（専決理由）

芽室川であるが、こちらも同様にH28年の災害を受けて整備が実施されている。事業費が9億8千万円の増額となっているが、その大きな理由として、砂防堰堤工が当初の1基から2基に変更されている。これについては、当初1基で土砂量を抑えられると考えていたが、詳細調査後に縦断勾配が当初と若干異なっていたことが判明。国の指針による土砂の降下量の考え方にに基づき、2基の砂防堰堤が必要となり事業費が増額となっている。一方でB/Cが当初7.45、今回が11.74というところで増えているが、資料3評価調書のとおり、マニュアル改訂により保全対象である農地面積がこの便益増に大きく影響している。

なお、この施設の計画にあたっては災害前の地形を用いて配置計画としているが、災害で土砂が流入すれば当然、地形が変わるので、「災害後の地形で計画をすべき」という指摘をさせていただいた。ただし、限られた予算の中で、事業の開始前にそういった詳細な測量が難しい状況も理解できたことから、専決と判断した。

続いて、ペンケオタソイ川であるが、ここについては、H24年から事業を着手しており、砂防堰堤、床固工等の施設を整備している。事業費としては18億円増えているが、H28年の災害でかなり流域内が荒廃し、その結果、土砂量が増えちゃったということ、さらに被災による施設規模の変更が生じており、これはやむを得ないと考えている。

なお、B/Cも11.71から今回、6.23と落ちているが、それでも高い数値であり、進捗率も75%と高く、今後は大きな変更なく進められると考え、専決と判断した。

千葉委員担当地区（専決地区）

08-15 通常砂防事業費（事業間連携砂防等事業費補助）トンナイ川

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料3により事業概要説明）

【千葉委員】（専決理由）

トンナイ川については、H26年豪雨により土砂災害被害を受け、事業がスタートしている。事業内容としては、河口付近の溪流保全工とトンナイ川、支川となるベッシュ川に透過型の砂防堰堤を2基整備するものである。事業費が7億2千万円と前回評価から倍以上になっているが、これは資料3評価調書（概要図）のとおり、トンナイ川とベッシュ川に1基ずつ堰堤を整備する予定としていたが、それぞれ別の理由で、上流側にシフトしたことが原因となっている。トンナイ川の方の砂防堰堤については、土地所有者との用地交渉について合意に至らず、上流側に移動している。このことで、法面工や擁壁工の整備が増となっている。ベッシュ川については、地すべり対策が必要ということで、堰堤を上流にシフトしたが管理用道路の延伸が生じるなど、事業費が増加している。併せて測量設計費や用地買収費が増え、結果7億2千万円の増となっている。その他、この地区は国立公園内に位置しており、環境調査による協議対策も実施済みとなっている。事業効果B/Cについては、対象家屋数が少ないということで、他の事業と比べると低い値となっているが、それでも1.48となっており、これらを総じて専決と判断した。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

これら5地区の対処方針について、「継続」と認める。

議事（1）⑩

中前委員担当地区（専決地区）

08-16 総合流域防災事業費（社会資本整備総合交付金）南茅部川汲4

08-17 急傾斜地崩壊対策事業費（事業間連携砂防等事業費補助）南茅部川汲

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料3により事業概要説明）

【中前委員】（専決理由）

南茅部川汲4であるが、当初ではH31着手のH40完了予定であったが、実際の着手がR5、完了予定はR15に延伸している。期間延伸については、資料3評価調書の進捗状況(2)で「取水施設の取り扱いについて期間を要した」と書いてある。それを確認したところ、地区内にこの取水施設が複数存在し、工事により使えなくなること、さらに利用している住民に対し補償ができないこと、これらを理解いただくことに時間を要したということである。スタートが遅れるということは、その分、「労務単価も上昇し、コスト増となる」と私の方から指摘をさせていただいた。また取水施設については、「この地区に限るものか」という質問に対しては、担当課からは、「当該地区による特別な地域事情でない」との返答を受け、「計画段階でそういった地域事情もくみ取った上での事業採択とすべき」と併せて指摘させていただいた。

なお、事業全体としてのB/Cは4.26ということで高い値であり、土砂災害から人家を守る事業の必要性、事業内容そのものについては、大きな問題はないと判断し、専決とした。

続いて、南茅部川汲については、先ほどの事情とは異なるが、住民の確認・合意が取れた箇所から土留柵工の工事着手としている。その結果、地区としてまとめて工事を行うことが困難となり、工食用道路や仮設足場についてもその都度、組立、解体を繰り返すことで整備の効率が悪く、事業期間が延びてしまった旨の説明を受けている。これもこの地区に限ったことではないとの返答から、「当初の事業計画の見込みの甘さがあったのではないか」という指摘をさせていただいた。担当課からは「今後はこういった見込みも想定した上で計画を行う」との回答をいただいている。事業効果としてはB/Cが2.92ということで1以上を確保されており、事業の必要性は高いと判断し、専決としている。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

これら2地区の対処方針について、「継続」と認める。

議事(1) ⑪

中津川副委員長担当地区(審議地区)

08-06 広域河川改修(社会資本整備総合交付金)阿野呂川

【事務局(総合政策部計画推進課)】

(資料3により事業概要説明)

【中津川副委員長】(審議のポイント)

阿野呂川であるが、ポイントが3つある。資料3評価調書(概要図)をご覧ください。阿野呂川は夕張川(国直轄河川)の支川、さらにポンアノロ川は阿野呂川の支川となる。雨竜川も同様だがこの区間に長大な護岸を整備するということに疑義が生じている。この河川は侵食を受けやすいとの説明を受け、先日現地も視察したところだが、確かに侵食されている箇所に護岸を張ることは理解できる。ただし、それ以外の箇所についても護岸が全て必要なのか疑義がある。

次に河岸をコンクリートブロックで覆うので、環境の影響はどうか、防災優先で環境をなおざりにしていないかということである。

次に夕張川は、28年に1回の洪水規模(以下、「1/28」という。)に対する整備計画を見込んでいるが、下流側から順に整備を進める必要があり、非常に時間がかかる。そのため、阿野呂川については、当面、現行計画の10年に1回の洪水規模(以下、「1/10」という。)に対する整備としているが、その場合だと、将来の1/28での整備時に手戻りが生じてしまう可能性があり、そのコストがどれくらいなのかといった指摘をしている。

これら3点について、委員の皆様からのご意見を伺いたい。

【建設部河川砂防課】

(事業内容等の説明)

《 質疑 》

【厚井委員】

確認となるが、今回、護岸を整備するといっている箇所は過年度実施区間になるのか、例

えば、阿野呂川と支川のポンアノロ川の合流点の下流側が侵食されているということだが、ここはもう護岸を整備しない予定か。

【河川砂防課】

この区間においては現地を見て頂き、護岸が必要なのかという指摘があったところである。我々としては護岸を整備することを了承していただきたく考えている。

【厚井委員】

再度確認するが、過年度実施区間を全て護岸整備するということか。

【河川砂防課】

過年度に掘削をしており、必要な箇所に護岸を追加したいということである。掘削は一度終わっており、経過観察後に侵食が見られたことから、これから護岸を張っていくということとなる。

【厚井委員】

その「必要な箇所」の説明をいただきたい。

【河川砂防課】

〔施工位置をスクリーン表示〕

H30 出水で侵食を受けた箇所については R1 以降に既に護岸を追加している。今回 R4 以降に追加する護岸が赤線であり、中津川副委員長から、そのうち阿野呂川とポンアノロ川の合流地点とポンアノロ川の上流部について指摘を受けている。

【厚井委員】

阿野呂川とポンアノロ川の合流地点だが、影響範囲 L=100m とあるが、この左岸側に護岸を張るということか。

【河川砂防課】

〔阿野呂川とポンアノロ川の合流地点（航空写真）をスクリーン表示〕

今回、護岸を予定している箇所が右岸側の水衝部と左岸側の指摘箇所となっている。左岸側の指摘箇所のうち、上流の 100m はポンアノロ川の水流によって侵食を受けている。さらにその下流の 150m については、阿野呂川本川による洪水時の侵食防止として、それぞれ護岸が必要と考えている。また区間全体として背後地に農地等の資産がある。

【厚井委員】

ポンアノロ川の水流は画面のとおりなのか、水が当たっているというよりも、上流の護岸が切れて掃流で侵食されているように見えるが。ポンアノロ川から直線的に水が当たって侵食を受けているのか、いずれにしても侵食が見られているので、対岸（右岸）側も含めてこの区間を護岸整備したいということは分かった。

【渡部委員長】

現状では要所要所で護岸が整備されているが、未整備箇所のうち、必要と考えられるところに護岸を追加したい、護岸を追加しないと洪水時に大きな侵食が生じる恐れがあるという趣旨でよろしいか。

【河川砂防課】

そのとおり。

【渡部委員長】

その護岸整備に対して、環境配慮がされているのかという指摘だが、護岸を整備した後の

植生の再生の状況、河畔林はどれくらい生えてくるのか。

【河川砂防課】

〔護岸整備後の植生状況をスクリーン表示〕

こちらが阿野呂川下流の植生回復の状況となる。只今、審議している箇所から 400m 程度、下流側で 3 年前に施工した区間である。

【渡部委員長】

現在の 1/10 に対する整備を、今後 1/28 に変更する場合のコストの説明だが、ここは少し分かりにくい。

【中津川副委員長】

委員の皆様もよく分からないと思われるかと。私自身もすっきりとしていない。川の流れというのはどちらかに偏るので、偏った方が削れることから、両岸護岸が必要というのはあまり考えられない。それ故、護岸が過大になっているのではというのが議論の出発点となっている。その上で説明を受け、合流点については、本川と支川の影響で複雑な水流となっていること、勾配が急であり侵食を受けやすい特徴を持つこと、現状として河岸が削れられていること、これらを勘案すると、出水により一気に侵食が進み、氾濫のリスクがあると判断することについて、やむを得ないかとも思う。

また、環境の回復については、連節ブロックを張るが、その隙間から草木は生えてはくる。コストの問題については、気候変動の関係で手戻り工事が無いよう国から方針が出ているものの、護岸ブロックの布設替の場合は、新設と比較して費用が 1/4 程度に抑えられるという利点もあり、今後の夕張川下流から長期間となる 1/28 の整備を考えると、これもやむを得ないかと思われる。

なお、実際に侵食されているところは、1/10 の断面以上に広がると、経過を見て、1/28 の断面まで削れてから護岸を張るというやり方もあるが、一挙に侵食が広がって、決壊までいく可能性もありリスクを考えると、総じてやむを得ないとした判断かと思われる。

【厚井委員】

掘削した直後、出水による侵食があったように見受けられるが、これは通常、植生マットなど侵食対策を行わず、放置するようなものか。土のままだと侵食はされると思うので、水衝部はやむを得ないが、いきなり護岸ブロックではなく、ソフトな侵食防止は考えないのか。

【河川砂防課】

植生マットの場合、勾配が低く、流速がもう少し遅い場合には、適応可能かと思われる。

阿野呂川の下流側については、植生が既に回復し侵食は見られていないが、指摘の区間は侵食を受けやすく、流速的にも護岸を整備しないと耐えられないと考えている。

【厚井委員】

かごマットは如何か。

【河川砂防課】

現計画では 1/10 で整備を進めているが、将来計画の 1/28 に変更した場合、かごマットは再利用ができない。コンクリートブロックの場合は布設替として再利用できることからコスト面を含めて最適と考えている。また、コンクリートブロックは隙間から植生回復が見込まれる点も考慮している。

【厚井委員】

今後の改修も考慮した上ということで理解した。

【渡部委員長】

様々な意見があったが、特段の問題というところまではなく、やむを得ない変更と考えられる。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

当該地区の対処方針について、「継続」と認める。

議事（１）⑫

全員評価地区

08-09 広域河川改修事業（社会資本整備総合交付金） 佐呂間別川

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料３により事業概要説明）

【建設部河川砂防課】

（事業内容説明）

《 質 疑 》

【中津川副委員長】

現地視察と本日の説明を受け概ね理解しているが、１点気になることがある。説明のあった護岸基礎部の洗掘深というところで、洗掘により上流側に河床低下が生じている。この状況で護岸を張って川幅を固定すると、さらにこの洗掘が助長されて、河床低下が進むのではないかという懸念がある。それに対する見通しと対策について説明いただきたい。

【河川砂防課】

これまで改修を実施してきた下流部については、川幅を広く取れるところは、河道幅を大きく取り、緩流域を設けて上流側に侵食を誘発しないように施工をしてきたところである。上流についても、一部の区間は現況で川幅が広く、背後地において農地等の利用がない箇所もあるので、同様に緩流域をつくって侵食が助長されないような施工を行っていきたく考えている。

【中津川副委員長】

この洗掘の原因は何か。

【河川砂防課】

因果関係までは調べられなかったが、出水の都度、掘れてきていると考えている。

【中津川副委員長】

今後についても注意して様子を見ながら、洗掘が助長するようなことがあれば、アダプティブマネジメント的な対応をお願いしたい。

【有村委員】

費用便益 B/C だが、大きく増加（前回 2.03→今回 13.96）しているが、治水経済調査マニュアルの改訂後の計算において、仮に H30 時点での B/C を出すと近い値（13.96）がでるものか。

【河川砂防課】

農地ほか、マニュアル変更に伴う増加要因はいくつかあるが、これまでは率計算により農地被害額を算出し、これほどの大きな便益とはならなかった。マニュアル改定後は算出方法が「農地面積（ha）×単位面積あたりの被害額」となり、非常に大きな値が計上されている。

【有村委員】

水産基盤整備事業も便益の算出が変わったことにより、コスト増にもかかわらず B/C が上昇している。こういった国のルールが変わった中で事業評価をしているが、説明の中で情報が不足している。

【渡部委員長】

今後は B/C が大きく増加している場合には、その根拠が分かるようにお示しいただきたい。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

当該地区の対処方針について、「継続」と認める。

その他審議（長期にわたる河川事業の評価について）

【渡部委員長】

それではここで、前回、7 月 29 日開催の第 3 回専門委員会に続いて、「長期にわたる河川事業の評価」について、議論をしたく思う。

先日実施した再評価対象地区のヒアリングにおいて、計画流量の変更や支川追加による大きな変更については、その計画変更前に再評価を受けるべきという意見があったところである。本日は、それに対する建設部の見解を改めてお聞きしたく思う。

【河川砂防課より見解】

河川事業の事業期間については、事業期間 20 年以上の河川事業は現在 63 河川あり、50 年以上の事業は 19 河川。このうち、今後 10 年後には 7 河川が完成、20 年後には 8 河川が完成する見込みであり、21 年後に安平川、久根別川、22 年後に厚真川、23 年後に利別川となっている。

河川事業が長くなる理由として、下流から順次整備する必要があるため、計画延長が長くなり、事業規模が大きくなる。また、河道の幅を広げるため用地処理に対する地権者との協議や関係者（漁組、環境団体、工作物管理者等）との調整に時間を要するなど、計画自体も長く、事業を進めていく中で様々な調整により伸びている実態がある。

また、大型の橋梁架替などの工作物の施工に時間を要し、さらに漁業への影響や動植物への配慮から、施工時期が限定されることにより当初の計画よりも伸びていくことがある。

再評価の中でも説明しているが、土砂搬出先変更、河岸侵食による護岸増、地質調査による橋梁や樋門などの形式変更、資材・労務単価の増による事業費の不足など、それに伴い事業期間が長くなる傾向にある。

次に今後の河川事業を取り巻く情勢についてだが、気候変動を踏まえた治水計画のあり方

提言というものからの抜粋（画面提示）となるが、今後、気候変動により気温が上昇していくという想定の中で北海道は特に日本の中でも気温上昇に伴い、降雨量の変化が大きいとされている。2℃上昇した場合、流量は1.2倍、洪水の発生頻度は約2倍になることが示されている。今後、こういったリスクに対応するような河川の計画の見直しを進めていく。国の一級河川については、十勝川で今年度、方針が見直され、整備計画の変更が進められているところである。将来的には道管理河川についても、こういった変更が生じるものと考えられ、さらに事業期間が延びていくと想定される。

河川事業の評価について、費用対効果（B/C）は、一連の整備効果を発現する整備区間の全体で算定されている。仮に整備途中の残事業を評価すると、背後地資産が高い地域など、効果が比較的大きい箇所を先行して整備した場合、残事業の費用対効果（B/C）が小さくなる。一方、整備が途上の場合（効果発現前）では、B/Cが大きくなる。評価のタイミングで区切ってB/Cを算定しても一連の整備計画に対して、適切な評価は難しいと考える。以上から整備継続中の事業については、これまで進めてきた整備効果も含めて評価することが適当と考える。

評価の透明性を高めるため、社会経済情勢の変化などが生じた場合は、適切な時期に事業評価を受けることとしたく考える。具体的には気候変動対応による治水計画の見直しによる計画流量の変更等があれば、5年を待たず、そういった計画を見直して、事業着手前に継続事業であれば再評価を受けてから、事業に着手したく考えている。

【渡部委員長】

本件については、政策評価委員会へ報告する案件であり、本日、これまでの議論を含めて、取りまとめをしたく考えている。

只今の説明だと、事業期間を区切ったB/C評価ではなく、一体として評価すべきであり、大きな気候変動のようなケースに伴う計画流量の変更があった際には、その都度、事業着手前に評価を受けるといふところの説明であった。

河川事業として時間はかかるものであるが、ただらと事業を行うのではなく、計画が変更となった際には評価を受けるといふ区切りをつけ、次に進んでいふかの判断を仰ぎながら、河川整備を進めていくといふ考え方が適切と考える。

【中津川副委員長】

他の事業の場合は、当初計画に対して経過年数又は増額規模により、再評価を受けるものであるが、河川事業の場合は計画の考え方が変わるような場合には再評価を受けるといふことが他とは異なる点かと思われる。

なお、事業期間50年以上の19河川について、さらに完成に20年以上かかる河川が4地区あるといふことで、これも如何なものかと思ふが、やはり事業費の付き方でいふ年数になるといふことか。

【河川砂防課】

そのとおり。

【渡部委員長】

公共事業を評価する立場としては、本件についてやむを得ないといふ認識とするが、評価ルールとして通常の5年経過や事業費10億円以上の増ほか、「河川事業については計画流量の変更や支川追加による大きな変更については、事前にその都度、専門委員会ですっきりと評価していく」といふことを政策評価委員会へ報告したく思ふ。本案件は以上とする。

議事（１）⑬

中津川副委員長担当地区（専決地区）

08-07 広域河川改修事業（社会資本整備総合交付金）尻別川

08-08 広域河川改修事業（社会資本整備総合交付金）気門別川

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料３により事業概要説明）

【中津川副委員長】（専決理由）

この地区は昭和 34 年に始まった長期にわたる河川事業の一つであるが、ようやく先が見えてきたというところで、進捗率 92%ともう一息である。今回の主な事業変更だが、築堤工の盛土材運搬でコストが増えている。築堤工については、これまで用地買収にも時間を要してきたが、最後の完成に向けての変更となっている。全体的に見ると長期にわたる事業として、進捗率も高まってきており、B/C も 4.95 というところで専決の判断とした。

続いて、気門別川になるが、伊達市に流れる河川となるが、近年では H29 年に洪水による浸水があったところであり、早期の完成要望が高まっている。

なお、現時点では下流から整備を進めているが、今回の増額の要因が、資料 3 評価調書（概要図）のとおり、館山橋という橋梁下部工に関する変更である。現在は掘削と橋梁の架替で進捗率は 57%である。徐々に上流に向けて整備を進めていく段階であり、今回の増額はやむを得ないものと判断できたこと、B/C も 6.86 という市街地を流れる河川ということから必要性が高く、専決とした。

厚井委員担当地区（専決地区）

08-10 広域河川改修事業（社会資本整備総合交付金）真沼津川

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料 3 により事業概要説明）

【厚井委員】（専決理由）

真沼津川については、前回評価から 16 億円増加している。農地の浸水被害を防止することを目的として河道掘削や護岸工、附帯工事として道路橋 12 橋を整備する内容としている。内容については、自然増が 9 億円、そのほか軟弱地盤が見つかったことによる 3 橋梁について対策が必要になったというところである。H19 に事業を着手、H29 評価時では進捗率が 18%であったが、その後の 5 年間で 32%まで進捗が伸びており、事業が軌道に乗りつつあるものと理解している。B/C についてはマニュアルの改訂もあり、4.88 と十分な数値を示しており、専決と判断した。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

これら 3 地区の対処方針について、「継続」と認める。

議事（２）令和３年度公共事業（大規模等）事前評価対象地区の審議
【継続審議】08-03 広域河川改修事業（社会資本整備総合交付金）雨竜川

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（審議経過の報告）

【渡部委員長】

これまでの審議の経緯を踏まえると、雨竜川は自然豊かな環境が残っている貴重な河川であり、周辺の土地には国内有数のそば畑があるが、そうした環境を背景にした河川の改修事業として、非常に重みのある事業かと考える。

これまでの審議では、資料説明や宿題対応も多くあり、かなり議論は出尽くしたと思われる。また、現地を見て理解が相当に深まったと思われるが、当該地区の担当である中津川副委員長からご発言よろしいか。

【中津川副委員長】

かなり議論し、現場も視察し非常によく分かった地区であるが、率直に言って市街地に流れている川ではない。周辺の土地は貴重なそば畑ということ、それを守るということはよく分かる。一方で自然環境のウエイトが非常に高い河川であると現地を見て感じており、特にイトウが生息するということもあり、そこをきちんと保全できるかということ、人間サイドということではないかもしれないが、北海道の貴重な自然環境、財産があるので、そこは十分に注意して整備を実施してほしいと思う。

そういった視点を踏まえて、どのように整備するか、あるいはどういう議論をしながら進めていくのか、担当課から見解をお伺いしたい。

【河川砂防課】

自然環境の配慮について、雨竜川は貴重な魚種であるイトウが生息しており、生態系に配慮しながら整備を進めていくことが必要と考えている。既に産卵床や水質調査によりイトウの生息は把握しているが、そういった良好な環境を保全するために現況の瀬・淵を保全していきたく考えている。河川改修事業を開始するに当たって、河川整備計画を策定するが、河川工学の専門家等を交えて今年度、計画を策定する予定である。そういった中でも環境配慮の議論を行い、その計画に基づいて、適切に事業を進めていきたく考えている。

なお、河道の掘削に当たっては、急激な環境負荷を与えないように暫定的な施工としたい。具体的には、片側掘削を先行し河畔林や植生が回復してから、対岸を施工するような段階的な施工を考えている。また、環境のモニタリング調査を行い、専門家並びに関係機関等と連携して、適切な施工及び管理に努めながら、進めていきたいと思っている。

なお、雨竜川においては、北海道開発局とも連携しながら整備を進めていくこととなるが、連絡会議の中でもイトウなどの自然環境を研究している河川工学の先生も参加するので、そういった方の意見も会議の場を通じて伺いながら、事業を進めて参りたい。

【中津川副委員長】

了解した。質問であるが、資料４の評価調書でB/Cが1.21となっている。これは最新のR2

マニュアルで算出された結果かと思うが、先の佐呂間別川がかなり大きな数値となっていた。仮にマニュアル変更前ではB/Cが1を切って、事業が成り立たなかったということか。そば畑は貴重なものと思われるが、もう少しB/Cがあっても良いと思うが。

【河川砂防課】

雨竜川の場合、浸水が想定される面積が区間全体には広がっているが、佐呂間別川に比べると総面積が小さいことが要因となる。

【中津川副委員長】

単価の影響もあるのか。

【河川砂防課】

農作物によって単価も異なるので、その点での影響もある。

【渡部委員長】

浸水面積による被害額が便益となっているということから、佐呂間別川と比較した場合、雨竜川の場合には、流域全体の被害額としては大きくなく、B/Cが低い理由と思われる。ただし、地域を代表する産業の一つであり、事業の必要性は理解できると思われる。

【渡部委員長】

それでは、最後に当該地区について附帯意見を付けるか否か、意見はあるか。
(意見等無し)

附帯意見はなしとするが、これまでの議論は記録に残るということを踏まえ、今後、建設部においては環境に配慮した整備を進めるということをお願いしたい。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

当該地区の対処方針について、「事業要望を行うのは妥当」と認める。

議事（3）令和4年度公共事業再評価対象地区の審議（一覧表評価：41 地区）

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（一次政策評価結果等の報告）

《 質 疑 》

【渡部委員長】

事務局から説明のあったとおり、二次政策評価等検討チームにより、しっかりと点検がなされており、よろしいと思われるが質問等、如何か。

（意見等無し）

《 対処方針 》

【渡部委員長】

これら 41 地区の対処方針について、「継続」と認める。

審議結果総括

【渡部委員長】

これより、本日の審議結果の総括を行う。

はじめに、本日審議した再評価対象の全 68 地区の対処方針について「継続」とする。
続いて、事前評価の継続審議地区 雨竜川の対処方針について「事業要望を行うのは妥当」とする。

(4) その他

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（令和 4 年度第 3 回北海道政策評価委員会開催に係る案内等）

3 閉 会